飯綱町(アイバス)、小川村へのくるる導入に向けた事務手続きについて

飯綱町(アイバス)、小川村のへのくるる導入に向け、下記のとおり取扱規則の 制定・改正、確認書の取り交わしを予定しています。

内容につきましては、本協議会の中に位置づけられている「ICカードシステム運営委員会」で協議を行った上で、運用開始予定の令和元年10、12月までの間に手続きを進めてまいります。

協議会においては、必要に応じて協議や報告等をさせていただきますので、あらかじめご承知をお願いします。

【取扱規則】(協議会規則)

No	区分	表題	主な内容	改正等の内容			
1	一部	KURURU取扱規則		適用範囲の拡大、KURURU取扱窓口の追加 など			
2	改正	K	KURURUポイントサービスの内容及び 適用条件を定めているもの	交通事業者、KURURU取扱窓口の追加など			
3	ŦIT + E		小川村の高齢者用ICカードのサービス 内容と使用条件を定めるもの	協議会の規則として新たに定めるもの			

【確認書】

				関係者						
No	区分	表題	主な内容	協議会	長野市	飯綱町	高山村	小川村	アルピコ交通	長電バス
1		飯綱町への導入に関する 確認書(アイバス)	飯綱町拡大、小川村導入費用の負担者 などを規定し、関係者で確認するもの	0		0	0			0
2		小川村への導入に関する 確認書		0		0	0	0	0	
3		運営に関する確認書 (飯綱町)	飯綱町、小川村でのICカードシステムの 運営のために必要な事項を規定し、関係 者で確認するもの	0		0			0	0
4	新規	運営に関する確認書 (小川村)		0				0	0	0
5		小川村高齢者用ICカード に関する確認書	高齢者用ICカード運用にあたり必要な事項(ポイント、発行事務取扱手数料、カード作成費等の負担)を規定し、関係者で確認するもの	0				0		
6		小川村高齢者用ICカード 事業ICカードシステムに よるバス運行に関する 確認書	高齢者用ICカード事業に伴うバス運行に 関して、関係者で確認するもの(割引分 の負担、割引路線などを規定)		0	0	0	0	0	0